

三次市Uターン者実家等改修補助金申請確認書兼誓約書

年 月 日

三次市長 様

(補助金申請者)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

私は、三次市Uターン者実家等改修補助金を申請するにあたり、下記の申請要件をすべて満たしていることを確認します。

また、三次市Uターン者実家等改修補助金要綱第13条の規定を確認したうえで、補助金を申請します。

【申請要件】

- 対象物件はUターン者の定住のために申請者（物件所有者）が改修する住宅です。
- 対象物件の所有者は、Uターン者又はUターン者の3親等以内の親族です。
- Uターン者は、申請時点で三次市外在住又は三次市内に転入して1年が経過していません。また、2年以上三次市内に住民票及び居住実態がありません。
- 申請者及び申請者の世帯員全員、Uターン者は市税等の未納はありません。
- 申請者及び申請者の世帯員全員、Uターン者は暴力団員等ではありません。
- 対象物件の取得経費について、市又は他の地方公共団体等から補助金等を受けていません。

参考：三次市Uターン者実家等改修補助金要綱

第13条 市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付を受けた者又はUターン者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該者が補助金の交付を受けた経過年数に応じて別表第2に規定する返還額を返還しなければならない。

- (1) 当該補助事業により改修した箇所を補助金の受領日から5年が経過する日までに取壊しを行ったとき。
- (2) 当該補助事業により改修した実家等を補助金の受領日から5年が経過する日までに転居又は転売したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還が必要であると判断したとき。